国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

本電子媒体（PDF）は原本と相違ない。
令和４年９月20日
総務省　国際戦略局　技術政策課

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）附則第 14 条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を、総務大臣の意見を付して報告するものである。

国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見

国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報
通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書・・・・・・・・・・・・・・・1

国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報
通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書に付
する総務大臣の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

注）　各ページの（　）内のページ番号は、総務省国際戦略局技術政策課が付したものであり、目次のページ番号はこれに対応している。

国立研究開発法人情報通信研究機構
令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金
に係る業務に関する報告書

Ⅰ．　令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書

令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務について

１．基金の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を集中的に推進するための研究開発等及びこれに附帯する業務を実施するため、令和３年３月 19 日に、革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱（令和３年２月16日　総国技第23号）に基づき 300 億円が機構に交付され、同日、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）附則第 12 条第１項に基づき、その全額をもって基金を造成した。

２．基金の管理体制等

業務を適切に執行するため、「国立研究開発法人情報通信研究機構ビヨンド５Ｇ研究開発促進事業の実施に関する規程」（令和３年２月 22 日　20 規程第 10 号）（資料３―１）に基づき、業務執行を行った。

また、基金を適切に管理・運用するため、「国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程」（平成 16 年４月１日　04 規程第 10 号）（資料３―２）及び「情報通信研究機構資金及び余裕金運用細則」（平成 19 年２月２日　06 細則第４号）（資料３－３）に基づき、着実な管理・運用を行った。

３．業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（単位：百万円）

		令和２年度	令和３年度	令和４年度（見込み）
前年度末基金残高(a)		－	29,997	18,802
収入	国からの資金交付額	30,000	－	－
	運用収入	－	0	0
	その他	－	1※	－
	合計(b)	30,000	1	0
支出	事業費	3	11,175	18,579
	管理費	0	21	21
	合計(c)	3	11,196	18,601
国庫返納額(d)		－	－	－
当年度末基金残高(a+b-c-d)		29,997	18,802	201
（うち国費相当額）		(29,997)	(18,802)	(201)

※ 令和３年度委託研究費支払額に対する返還額

４．基金事業の実施決定件数・実施決定額

	令和２年度	令和３年度
実施決定件数（単位：件）	1	48
実施決定額（単位：百万円）	3	11,020

５．保有割合

基金の年度末残高については、全て次年度以降の業務のために活用されることとなるため、令和３年度末時点での保有割合は「１」となる。

＜保有割合の算定根拠＞

（令和３年度末基金残高）÷（令和４年度以降業務に必要となる額）

６．基金事業の目標に対する達成度

革新的情報通信技術研究開発推進基金によるBeyond 5G研究開発促進事業は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる、Beyond 5Gを実現する革新的な情報通信技術の創出を目標としている。

令和２年度は、事業の実施にあたり必要となる関係規程等を整備するとともに、総務省が策定する研究開発方針に従い、Beyond 5Gの機能を実現するために中核となる技術分野を対象とした研究開発について、実施者の公募・選定を行い、１件の研究開発を開始した。

令和３年度は、引き続き、総務省が策定する研究開発方針に従い、Beyond 5Gの機能を実現するために中核となる技術分野を対象とした研究開発の他、協調可能な技術分野において国際的な戦略的パートナーとの連携による国際共同研究、多様なプレイヤーからイノベーションを生み出すための研究開発及び助成事業について、実施者の公募・選定を行い、新たに45件の研究開発（Beyond 5G機能実現型プログラム（基幹課題）：７件、Beyond 5G機能実現型プログラム（一般課題）：20件、Beyond 5G国際共同研究型プログラム：３件、Beyond 5Gシーズ創出型プログラム：15件）及び３件の助成事業を開始した。また、事業を統一的に指導・監督するプログラムディレクターを公募により配置し、各研究開発課題の横連携を図る「運営調整会議」を開催する等、事業全体として成果を最大化する体制を構築するなど、着実に事業を実施している。

次年度は、当該研究開発事業を継続し、進捗管理、研究開発に付随する調査・分析、広報等を引き続き実施する。また、研究開発の推進においては、その途中段階において研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、実用化に向け、必要に応じて所要の改善を行っていく。

II. 参考資料

資料１　　革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱（令和３年２月16日　総国技第23号）

資料２　　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年　法律第162号）（抄）

資料３―１　　国立研究開発法人情報通信研究機構ビヨンド５Ｇ研究開発促進事業の実施に関する規程（令和３年２月22日　20規程第10号）

資料３－２　　国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程（平成16年４月１日04規程第10号）

資料３－３　　情報通信研究機構資金及び余裕金運用細則（平成19年２月２日06細則第４号）

（資料１）

令和３年２月 16 日　総国技第 23 号

革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱

（通則）

第１条　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に対する革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　本補助金は、機構に国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成１１年法律第１６２号。以下「機構法」という。）附則第１２条第１項に基づき、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる、Beyond 5G を実現する革新的な情報通信技術の創出を集中的に推進するための研究開発及びこれに附帯する業務を実施するための基金（以下単に「基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付の対象）

第３条　総務大臣（以下「大臣」という。）は、機構が基金を造成し、Beyond 5G 研究開発促進事業（以下「基金事業」という。）を実施するため、予算の範囲内で機構に対して本補助金を交付する。

（交付の申請手続）

第４条　機構は、本補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第１）に大臣が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、大臣に提出しなければならない。

２　機構は、本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第１）の内容を変更して基金事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第２）に添付書類を添えて速やかに大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第５条　大臣は、前条第１項又は第２項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第３による交付決定通知書を機構に送付するものとする。

２　前条第１項又は第２項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補助金交付申請書が総務省に到達してから３０日とする。

３　大臣は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の請求）

第６条　機構は、前条第１項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第４）を大臣に提出しなければならない。

（基金の基本的事項の公表等）

第７条　機構は、基金の造成後、速やかに、基金に係る管理・運用の基本的事項として、次の事項について公表しなければならない。

一　基金の名称

二　基金の額

三　上記二のうち国費相当額

四　基金事業の概要

五　基金事業の目標

２　機構は、基金の額が基金事業等の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

（基金の経理等）

第８条　機構は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　機構は、前項の経理を行う場合、基金運用による収入及び基金事業に要する経費の予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第５）を作成し、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する年度の終了後５年間、大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（状況報告）

第９条　機構は、基金事業の実施状況について、大臣から要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第６）を大臣に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第１０条　大臣は、基金の管理・運用及び基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを機構に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第１１条　大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した本補助金の全部若しくは一部

を取り消し、又は変更することができる。

一　機構が、機構法、適正化法、施行令、その他の法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二　機構が、基金を基金事業以外に使用した場合

三　機構が、基金の管理・運用又は基金事業の実施に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四　前三号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

２　大臣は、前項の取消しがあった場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る本補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

４　第２項の返還期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（実績報告）

第１２条　機構は、基金の造成が完了した日から起算して３０日を経過した日（前条第１項により交付決定の全部の取消しを命じられた場合には、当該命令がなされた日から起算して３０日を経過した日）又は基金の造成が完了した日の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第７）を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第１３条　大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査等を行い、造成された基金が本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本補助金の額を確定し、機構に通知するものとする。

２　大臣は、機構に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

３　前項の返還については、第１１条第４項の規定を準用するものとする。

（契約及び交付等）

第１４条　機構は、基金事業を遂行するため、委託、売買、請負その他の契約（契約金額１００万円未満のものを除く。）、助成金の交付をするに当たり、総務省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、基金事業の運営上、当該事

業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適当である場合は、大臣の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

２　大臣は、機構が前項本文の規定に違反して総務省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、機構は大臣から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

３　機構は、基金事業における研究開発に係る委託及び助成を行う場合、令和４年３月 31 日までに開始する研究開発に限る。

４ 前３項までの規定は、基金事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、機構は、必要な措置を講じるものとする。

（基金の管理等）

第１５条　事業により造成される基金は、国からの補助金を財源としているものであることに鑑み、その活用にあたっては、次に掲げる事項に対応しなければならない。

一　基金は、善良な管理者の注意をもって管理し、基金の目的に反して、基金を取り崩し、処分し、又は担保に供してはならない。

二　基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、機構法附則第１２条第２項に基づき、基金に充てるものとする。

三　基金の廃止後においても、機構が基金により基金事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

四　機構は、機構法附則第１４条第１項の規定に基づき、毎事業年度、次の事項を記載した当該業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後３か月以内に大臣に提出しなければならない。

（１）基金の額（年度末残高及び国費相当額）

（２）業務に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む）

（３）基金事業の実施決定件数・実施決定額

（４）保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成１８年８月１５日閣議決定）中「３（３）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、

（５）保有割合の算定根拠

（６）基金事業の目標に対する達成度

五　基金の額が基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、機構法附則第１２条第４項に基づき大臣は、基金の廃止前であっても当該金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

六　基金を廃止する場合には、廃止するときに保有する基金の残余額を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

（財産の管理等）

第１６条　機構は、基金事業（機構が基金事業の一部を第三者に実施させた場合における経費を含む。）により機構が取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、基金事

業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

２　機構は、取得財産等について、様式第８による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

３　機構は、当該年度に取得財産等があるときは、前条第１項第四号に定める基金に係る業務に関する報告書に様式第９による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１７条　取得財産等のうち、処分を制限する財産は、施行令第１３条第１号から３号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が単価５０万円以上かつ使用可能期間が１年以上の機械、器具及びその他の財産とする。

２　前項の規定により財産の処分を制限する期間は、規則に定める期間とする。

３　機構は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第１０による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（情報管理及び秘密保持）

第１８条　機構は、基金事業の遂行に際し知り得た第三者の情報であって秘密である旨表示されたもの（以下「秘密情報」という。）については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、基金事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、秘密情報のうち契約の相手方、助成金の交付先、その他の第三者の秘密情報（基金事業関係者が取得した研究成果、個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに総務省以外の第三者に対して開示、公表、漏えいしてはならない。

２　前項にかかわらず、次の各号に該当する資料及び情報は秘密情報から除くものとする。

一　機構に開示された時点で、既に公知となっていたもの

二　機構に開示された後で、機構の責に帰すべき事由によらず公知となったもの

三　機構に開示された時点で、既に機構が保有していたもの

四　機構が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの

五　機構が、秘密情報によらずに独自に創作したもの

３　機構は、基金事業の遂行において、国外等へ関係法令を遵守しない又は意図しない技術流出・漏えいを起こさないよう適切な措置を講ずること。

４　機構は、基金事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。機構又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も機構による違反行為とみなす。

５　本条の規定は基金事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（協力事項）

第１９条　機構は、知的財産権の利用状況調査、各種評価及び追跡調査に係る資料作成、ヒアリングへ

の対応並びに委員会等への出席、その他総務省からの要求に基づく情報の提供について、基金事業の終了後も機構の負担において総務省に協力するものとする。

（その他）

第２０条　この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和３年２月 16 日から施行（適用）する。

● 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）（抄）

附　則

（革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置等）

第十二条　機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号及び附則第十四条第三項において「革新的情報通信技術」という。）の創出を集中的に推進するため、令和二年度の一般会計補正予算（第３号）により交付される補助金（第四項において「革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金」という。）により、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用（附則第十四条第一項及び第三項に規定する報告書の作成に係る業務以外の業務にあっては、令和五年三月三十一日までの間に行うものに係る費用に限る。）に充てるための基金（以下この条から附則第十五条までにおいて「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。）を設けるものとする。

一　革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化（附則第十四条第三項において「研究開発等」という。）に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二　複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

（国会への報告等）

第十四条　機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

２　総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

● 国立研究開発法人情報通信研究機構ビヨンド５Ｇ研究開発促進事業の実施に関する規程

（令和３年２月２２日　２０規程第１０号）
改正　令和３年９月２８日　２１規程第１４号
改正　令和４年３月２９日　２１規程第５３号
改正　令和４年６月２１日　２２規程第　８号

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成１１年法律第１６２号。以下「機構法」という。）附則第１２条第１項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金（以下「基金」という。）及び革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金（以下「補助金」という。によるビヨンド５Ｇ研究開発促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用の範囲）

第２条　事業の実施については、この規程並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）並びに機構法並びに革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱及び革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金交付要綱並びに国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）に関する業務方法書（平成１３年４月１日制定。以下「業務方法書」という。）及び情報通信研究機構ビヨンド５Ｇ研究開発促進事業に係る事務実施細則（　２０細則第９号）に定めるところによる。

（事業の目的）

第３条　事業は、ビヨンド５Ｇを実現する革新的な情報通信技術の創出を集中的に推進するための研究開発、当該研究開発に係る成果の普及及びこれらに附帯する業務を実施することにより、将来における我が国の経済社会の発展の基盤の構築に資することを目的とする。

（事業の実施）

第４条　国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、業務方法書第１１条及び第１９条の４並びに第３章第１節及び第３節の規定に従い、事業を実施する。

２　機構は、総務省が策定する研究開発方針に従い、事業を実施するための基金の設置、基金及び補助金の適切な管理、研究計画書の作成、公募の実施、実施者の採択並びに契約締結等を行う。

３　機構は、事業における研究開発の成果の最大化に向けて研究開発の進捗管理等のマネジメント並びに当該成果の普及に向けた調査及び広報等を実施する。

４　機構は、事業のうち基金による研究開発に係る委託又は助成について、令和４年３月３１日までに開始するものとする。

（ビヨンド５Ｇ研究開発促進事業プログラムディレクター）
第５条 前条第３項の実施に当たり、研究開発プログラムを統一的に指導及び監督するビヨンド５Ｇ研究開発促進事業プログラムディレクター（以下「ＰＤ」という。）を置く。
２　ＰＤの任期は、原則２年とし、再任を妨げない。
３　ＰＤは、公募により理事会が選考し、理事長が任命する。ただし、再任の場合は公募を要しない。
４　ＰＤは、理事長の了解を得て、ＰＤを補佐する者を置くことができる。

（ビヨンド５Ｇ研究開発促進事業運営調整会議）
第６条 機構は、事業の実施に当たり、研究開発プログラムの総合的な調整を図るため、ＰＤが主宰するビヨンド５Ｇ研究開発促進事業運営調整会議（以下「運営調整会議」という。）を設置する。
２　運営調整会議の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（見直し）
第７条　この規程その他事業に関連する規程及び細則については、総務省が策定する研究開発方針等に変更が行われた場合は、必要な見直しを行う。

（雑則）
第８条　この規程に定めるもののほか、事業を実施するに当たって必要な事項は、別に定めることができる。

附　則
この規程は、令和３年３月３日から施行する。
附　則（令和３年９月２８日）
この規程は、令和３年９月２８日から施行する。
附　則（令和４年３月２９日）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（令和４年６月２１日）
この規程は、令和４年６月２１日から施行する。

● 国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程

（平成１６年４月１日　０４規程第１０号）

改正　平成１８年　３月２８日　０５規程第１０２号
改正　平成２１年１１月２４日　０９規程第　２５号
改正　平成２４年　６月１９日　１２規程第　２０号
改正　平成２５年　７月３０日　１３規程第　　７号
改正　平成３１年　３月２６日　１８規程第　６３号
改正　令和　３年　２月２２日　２０規程第　１１号
改正　令和　３年　３月３０日　２０規程第　９４号

目次

第１章　総則（第１条－第８条）
第２章　勘定科目、会計伝票、帳票（第９条－第１３条）
第３章　金銭及び資金会計（第１４条－第３０条）
第４章　資産会計（第３１条－第４７条）
第５章　契約事務（第４８条－第５７条）
第６章　決算会計（第５８条－第６２条）
第７章　予算会計（第６３条－第６７条）
第８章　内部監査（第６８条・第６９条）
第９章　雑則（第７０条－第７２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、統一的会計処理を正確かつ迅速に行うことにより、財政状態及び運営状況に関する真実明瞭な報告を提供するとともに、業務の適正かつ能率的な運営を期し、さらに外部監査及び内部監査にあたっての基準とすることを目的とする。

（内容）

第２条　この規程は、財務及び会計に関する組織、職務分掌及び権限を示し、かつ、会計処理手続の基本的事項を定めたものである。

（適用範囲）

第３条　機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成１１年法律第１６２号。以下「機構法」という。）、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成１６年総務省令第６９号。以下「業務省令」という。）、国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成

１６年総務省・財務省令第２号。以下「債務出資利子業務省令」という。）、その他の関係法令、独立行政法人会計基準（以下「基準」という。）、業務方法書並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

２　この規程に定める細部の取り扱いその他機構の財務及び会計に関し必要な事項は、別に細則を設けることができる。

３　この規程及び前項の規定による細則に定めのない事項及び運用上の疑義の解釈は、理事長の指示を仰がなければならない。

（区分経理）

第４条　機構の経理は、次の各号に掲げる勘定（以下「勘定」という。）に区分して整理するものとする。

一　基盤技術研究促進勘定（機構法第１６条第１号に係る勘定）

二　債務保証勘定（機構法第１６条第２号に係る勘定）

三　出資勘定（機構法第１６条第３号に係る勘定）

四　一般勘定（機構法第１６条第４号に係る勘定）

五　革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定（機構法附則第１３条に係る勘定）

２　一の勘定において整理すべき事項が他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため当該一の勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、総務大臣（前項に規定する債務保証勘定及び出資勘定に係るものについては、総務大臣及び財務大臣）の承認を受けて定める基準に従って、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日現在において各勘定に配分することにより整理するものとする。

（財務及び会計業務の範囲）

第５条　財務及び会計業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　勘定及び帳票に関する事項

二　金銭の出納保管に関する事項

三　資金の調達及び運用に関する事項

四　資産に関する事項

五　契約に関する事項

六　予算及び決算に関する事項

七　内部監査に関する事項

八　その他経理に関する事項

（統括責任者）

第６条　理事長は、統括責任者として、機構の財務及び会計に関する業務を統括する。

（会計機関）

第７条　機構の財務及び会計に関する事務の適正な運営を図るため、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとする。

一　契約担当　契約その他収入又は支出の原因となる行為を担当する（前渡資金管理担当が行うものを除く。）。

二　経理担当　債務者に対する支払の請求、各勘定科目相互間の振替処理の妥当性及び

財務諸表等の作成を担当する。

三　資金担当　現金、預金及び有価証券の出納保管（前渡資金管理担当が行うものを除く。）等資金の運用を担当する。

四　前渡金管理担当　前渡資金の範囲内における契約その他支出の原因となる行為及び前渡資金の出納保管を担当する。

五　資産担当　動産（現金、預金及び有価証券を除く。以下同じ。）、不動産及び無形資産の管理及び処分を担当する。

２　理事長は、会計機関の事務を担当する者に事故があるときは、あらかじめ指定する役員又は職員にその事務を代理させることができる。

３　会計機関の事務を担当する者及びその事務を代理する者並びに事務の範囲は、別に定める。

４　会計機関の事務を担当する者は、必要があるときは、他の職員又は職員以外の者にその事務の一部を補助させることができる。

（内部牽制）

第８条　会計記録の正確性及び信頼性を確保し、経理に関する不正、誤謬等を防止するため、職務を適切に分割し、牽制制度を確立しなければならない。

第２章　勘定科目、会計伝票、帳票

（正規の簿記の原則）

第９条　機構におけるすべての会計取引は、その発生を証する証憑書類に基づき、会計伝票を作成し、会計帳簿に秩序整然と整理・集計・記録しなければならない。

（証憑書類）

第１０条　前条に規定する証憑書類とは、機構の内部又は外部で発行される書類で取引の裏付けとなるものをいい、各会計機関は、当該証憑書類が正確性及び真実性を保証するものであることを確認しなければならない。

２　会計機関は、その担当する事務に関する証憑書類を整理し保存しなければならない。

（勘定科目）

第１１条　機構の会計においては、別に定める勘定科目に従って経理処理するものとする。

（会計帳簿）

第１２条　機構は、総勘定元帳及び仕訳日計表並びに必要な補助簿を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録整理する。

２　前項に規定する会計帳簿は、原則として、毎月次に締め切り年度ごとに更新することとし、必要ある場合は継続して記帳を行うことができる。

（保存）

第１３条　伝票、会計帳簿及び財務諸表等の保存は、経理担当が行い、その保存期間は次の各号に掲げるとおりとする。

一　財務諸表等

（１）　貸借対照表　永年

（２）　損益計算書　永年

（３）　利益の処分又は損失の処理に関する書類　永年

（４）　行政コスト計算書　永年
（５）　純資産変動計算書　永年
（６）　キャッシュ・フロー計算書　永年
（７）　行政サービス実施コスト計算書　永年
（８）　附属明細書　永年
（９）　事業報告書　永年
（１０）　決算報告書　永年
（１１）　連結貸借対照表　永年
（１２）　連結損益計算書　永年
（１３）　連結純資産変動計算書　永年
（１４）　連結キャッシュ・フロー計算書　永年
（１５）　連結剰余金計算書　永年
（１６）　連結付属明細書　永年
二　会計帳簿
（１）　総勘定元帳　１０年
（２）　仕訳日計表　１０年
（３）　その他の会計帳簿　１０年
三　伝票　７年
四　その他の会計関係書類　７年
２　保存期間を経過した前項の記録を廃止しようとするときは、別に定める手続によるものとする。

第３章　金銭及び資金会計
（金銭の範囲）
第１４条　この規程において、金銭とは、現金、預金、手元にある当座小切手、送金小切手、送金為替手形及び振替貯金払出証書等をいう。
２　手形、有価証券、期限の到来した債券の利札、配当金領収書等の取り扱いも金銭に準ずる。
（有価証券の範囲）
第１５条　有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他通則法第４７条第１号の規定に基づき総務大臣の指定する有価証券をいう。
（有価証券の評価基準及び評価方法）
第１６条　有価証券については、原則として購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに移動平均法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする。
２　有価証券は、機構が保有する目的により、次の各号に掲げるように区分し、評価差額等について処理した上、それぞれ区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額としなければならない。
一　売買目的有価証券　時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券（以下「売買目的有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評

価差額は当期の損益として処理する。

二　満期保有目的の債券　満期まで所有する意図をもって保有する国債、地方債、政府保証債及びその他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

三　関係会社株式　関係会社株式は、当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額（以下「出資先持分額」という。）をもって貸借対照表価額とする。出資先持分額が取得原価よりも下落した場合の評価差額は当期の費用として処理し、取得原価よりも増加した場合の評価差額は純資産の部に計上し、いずれも翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上される関係会社株式の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。

四　その他有価証券　売買目的有価証券、満期保有目的の債券及び関係会社株式以外の有価証券（以下「その他有価証券」という。）は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額はその全額を純資産の部に計上し、翌期首に取得原価に洗い替えなければならない。なお、純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額については、純資産の部に計上される他の剰余金と区分して記載しなければならない。

３　満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

４　市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。

（出納保管業務の責任者及び担当者）

第１７条　資金担当は、金銭の出納及び保管に関する業務を管理し、当該業務を取り扱わせるため、出納員及び記帳担当者を定める。

２　金銭の出納は、資金担当の所定の決裁に基づき出納員が行い、記帳担当者がこれを記録整理する。

３　出納員と記帳担当者は、事務処理を厳格に区分することを要し、両者を兼任してはならない。

（出納保管）

第１８条　資金担当及び前渡金管理担当並びに出納員は、善良な管理者の注意をもって金銭及び金銭に準ずるものを出納保管しなければならない。

（取引銀行等）

第１９条　機構の預金口座を設ける銀行等（以下「取引銀行等」という。）は、理事長が指定する。

（収入）

第２０条　金銭を収納する場合の経理担当は、収入の内容を検討し、債務者に対して納入

金額を明らかにし、納入期限及び納入場所を指定して納入の請求をしなければならない。
２　資金担当は、前項の規定の請求に基づいて、金銭を収納しなければならない。ただし、業務上直ちに金銭の収納を必要とするときは、請求前に収納することができる。
３　前項のただし書きに規定する場合には、経理担当は、金銭の収納後においてその内容を確認しなければならない。

（収納）

第２１条　金銭の収納は、原則として取引銀行等における口座振込によることとする。ただし、業務上やむを得ず口座振込以外の方法により収納した場合には、資金担当は、遅滞なく取引銀行等のうちから理事長が指定する銀行に預金し、又は郵便局に貯金するものとし、直ちにこれを支払資金に充ててはならない。
２　出納員は、金銭を収納したときは、遅滞なくその旨を記帳担当者に報告しなければならない。

（督促）

第２２条　経理担当は、納入期限までに払込みをしない債務者に対してその払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

（不良債権の処理）

第２３条　機構は、次の各号の一に該当する債権があるときは、これを貸倒れとして整理することができる。
一　債務履行期以後５年（当該債権の消滅時効が５年より短いときはその年数）を経過し、かつ債務者の住所又は居所が不明であるとき。
二　強制執行その他債権の取立てに要する費用が、当該債権の金額より多額であると認められるとき。
三　強制執行後なお回収不能の残額があるとき。
四　その他債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたとき。
２　前項の規定により、債権を貸倒れとして整理したときは、当該金額にかかる価額を削除する。

（支出）

第２４条　金銭の支払いに当たっては、経理担当は支払いの内容を検討し、未払金を計上する経理処理の妥当性を確認しなければならない。
２　資金担当は、前項の規定による経理担当の確認に基づいて金銭を支払わなければならない。

（支払）

第２５条　資金担当が行う支払いの方法は、原則として、取引銀行等に通知して口座振込の方法により行うものとする。
２　資金担当は、前項の規定にかかわらず、業務上必要がある場合においては、取引銀行を支払人とする小切手を交付する方法及び現金により支払うことができるものとする。
３　資金担当は、口座振込による支払いを行った場合においては、取引銀行等の発行する領収証書又は報告書をもって領収証書とするものとする。ただし、小切手の交付及び現金をもって支払った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。
４　出納員は、金銭の支払いを行ったときは、遅滞なくその旨を記帳担当者に報告しなけ

ればならない。
（残高照合）
第２６条　経理担当は、預金について、毎月末、取引銀行等の現在高証明書と帳簿残高を照合しなければならない。
２　前項に規定する照合を行った結果、差異がある場合には、資金担当は、差異の原因を明らかにした銀行勘定調整表を作成し、経理担当に提出しなければならない。
３　経理担当は、有価証券について必要に応じて現物を実査しなければならない。
（資金収支計画）
第２７条　理事長は、通則法第３０条第２項第３号の規定により総務大臣の認可を受けた資金計画に基づき、資金収支計画を定めるものとする。
（資金の調達及び運用）
第２８条　資金担当は、機構の経営活動を円滑に遂行するため、計画的かつ効率的な資金の調達及び運用の実現につとめるものとする。
２　資金担当は、資金繰り状況を検討し、資金の調達又は運用に関し的確な施策を講じ、理事長の決裁を得て適時に実施しなければならない。
３　資金の調達は、理事長の決裁を得て通則法第４５条に定めるところにより短期借入の方法により行う。
４　資金の運用の基準については、別に定める。
（担保の提供）
第２９条　資金の借入れのため、機構の財産を担保に供する場合は、理事長の決裁を得て、通則法第４８条に定めるところにより行う。
（余裕金の運用）
第３０条　理事長は、余裕金の運用にあたっては、通則法第４７条に定めるところにより、業務の執行に支障のない範囲内で効率的に行うものとする。
２　余裕金の運用の基準については、別に定める。

第４章　資産会計
（資産の受入価額）
第３１条　資産の受入価額は、原則としてその取得価額によるものとする。
（流動資産の範囲）
第３２条　流動資産とは、次の各号に掲げるものをいう。
一　現金及び預金。ただし、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内（以下この章において「１年以内」という。）に期限の到来しない預金を除く。
二　市場性のある有価証券で一時的所有のもの。
三　受取手形（独立行政法人の通常の業務活動において発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）
四　売掛金（独立行政法人の通常の業務活動において発生した未収入金をいう。ただし、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）

五　製品、副産物及び作業くず
六　半製品
七　原料及び材料（購入部分品を含む。）
八　仕掛品及び半成工事
九　商品
十　消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの。
十一　前渡金（原材料、商品等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で１年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。）
十二　前払費用で１年以内に費用となるべきもの。
十三　未収収益で１年以内に対価の支払を受けるべきもの。
十四　その他の資産で１年以内に現金化できると認められるもの。

（棚卸資産の範囲）

第３３条　棚卸資産とは、製品、副産物、作業くず、半製品、原料、材料、仕掛品、半成工事及び商品並びに消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のものをいう。

（棚卸資産の評価基準及び評価方法）

第３４条　棚卸資産については、原則として購入代価又は製造原価に引取費用等の付随費用を加算し、これに個別法、先入先出法、平均原価法、最終仕入原価法等のうちあらかじめ定めた方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。

２　時価が取得原価よりも下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とするものとする。

（固定資産の範囲）

第３５条　この規程において固定資産とは、現に業務の用に供している固定資産のほか、将来業務の用に供する目的をもって所有する固定資産をいい、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分する。

（有形固定資産）

第３６条　有形固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。
一　建物及び附属設備
二　構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）
三　機械及び装置並びにその他の附属設備
四　船舶及び水上運搬具
五　車両その他の陸上運搬具
六　工具、器具及び備品
七　土地
八　建設仮勘定（前各号に掲げる資産で通常の業務活動の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。以下同じ。）
九　その他の有形資産で流動資産に属しないもの

２　前項の有形固定資産のうち、耐用年数１年未満若しくは１個又は１組の取得価額が５０万円未満の償却資産の取得価額は、期間費用として処理する。ただし、非償却資産に

ついては、金額にかかわらず固定資産に計上する。

（無形固定資産）

第３７条　無形固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　特許権

二　借地権

三　地上権

四　商標権

五　実用新案権

六　意匠権

七　鉱業権

八　漁業権

九　ソフトウェア

十　その他これらに準ずる資産

２　前項の無形固定資産のうち、耐用年数１年未満若しくは１式の取得価額が５０万円未満の償却資産の取得価額は、期間費用として処理する。ただし、非償却資産については、金額にかかわらず固定資産に計上する。

（投資その他の資産）

第３８条　流動資産、有形固定資産又は無形固定資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

（固定資産の取得価額）

第３９条　固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるものによるものとする。

一　工事又は工作によるものは、その製作価額と付随費用の合計額

二　購入によるものは、その価額と付随費用の合計額

三　その他の場合には、その公正な評価額

（取得、改良、補修、売却、廃棄等）

第４０条　固定資産の取得、改良、補修、売却及び廃棄等については、所定の決裁手続を経て検収の上これを行う。

（固定資産の管理）

第４１条　資産管理の業務を行うグループリーダーは、資産管理台帳を作成して、固定資産を整理し管理する。

２　固定資産の管理に関する手続その他の事項については、この規程によるほか別に定める。

（建設仮勘定）

第４２条　固定資産の建設の目的をもって支出する費用は、建設仮勘定により整理する。

２　前項の規定により整理した費用は、当該固定資産が使用開始の状態に至ったときに、遅滞なく該当科目に振替整理しなければならない。

３　前項に規定する振替整理に際しては、資本的支出と認められない費用は、これを費用勘定へ振替えるものとする。

（固定資産の減価償却）

第４３条　償却を要すべき固定資産の減価償却は、定額法により行う。

２　耐用年数及び残存価額については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）及び法人税法（昭和４０年法律第３４号）の規定に準拠する。

（固定資産の価額の削除）

第４４条　固定資産が滅失し、又はこれを譲渡、交換、撤去若しくは廃棄したときは、その価額を削除する。

（固定資産の譲渡及び貸付）

第４５条　固定資産は、通則法第４８条に規定する場合のほか、適正な対価なくして、これを譲渡し、又は貸付けてはならない。

２　固定資産は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、又は貸し付けることができる。

一　機構の研究成果又は事業の普及・啓発のため必要があるとき。

二　試験、研究その他機構の業務遂行上必要があるとき。

三　公共又は学術研究の用に供するとき。

四　職員等のため、食堂、理髪店等の福利厚生施設の用に供するとき。

（財産の譲渡等の例外）

第４６条　機構は、その業務の用に供するために取得した財産であって使用を終えたものについて、機構が行う他の業務における使用について検討し、当該財産の効率的な使用を図るものとする。

２　機構は、前項の財産について、受託者が機構の委託する業務の用に供する場合には受託者に、補助事業者が機構の補助事業の用に供する場合には補助事業者に、又は助成事業者が機構の助成事業の用に供する場合には助成事業者に、無償で使用させることができる。

３　機構は、第１項の規定による検討の結果、機構が行う他の業務における財産の使用ができない場合には、当該財産を一般競争入札により売却するものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によることができる。

一　国、地方公共団体、国公立大学、私立大学、高等専門学校、国公立の研究機関、独立行政法人又は公益法人が、機構が行った研究開発又は調査に関連する研究開発又は調査を行うとき　随意契約による無償譲渡

二　当該財産にこれを使用した者の知的財産が化体する場合その他の正当な理由により一般競争入札によることが適当ではないとき（前号に掲げる場合を除く。）　随意契約による売却

４　機構は、前項の規定による売却ができない場合であって、国、地方公共団体、国公立大学、私立大学、高等専門学校、国公立の研究機関、独立行政法人又は公益法人が、当該財産を公共的又は公益的な用に供し、かつ、機構の目的を達成するために特に必要と認めるときは、これらの者に当該財産を無償で譲渡することができる。

（資本的支出）

第４７条　修理、改修等により固定資産の耐用年数を延長し、又はその価値が増加する場合は、これに対応する金額を、固定資産の取得価額に加算するものとする。

２　固定資産の原状を維持し、原能力を回復するに要した支出は、支出時の修繕費として処理する。

第５章　契約事務

（契約の方法）

第４８条　契約担当（前渡金管理担当を含む。以下この章において同じ。）は、請負、売買、貸借その他の契約を締結しようとする場合においては、すべて競争に付さなければならない。

２　前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及びその他競争について必要な事項は、別にこれを定める。

（契約の方法）

第４９条　契約担当は、契約が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず随意契約の方法によることができる。

一　契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

二　契約の必要により競争に付することができないとき。

三　競争に付することが不利と認められるとき。

四　契約に係る予定価格が少額であるとき。

五　その他業務の運営上必要があると別に定めたとき。

（予定価格）

第５０条　契約担当は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該契約に係る予定価格を定めなければならない。ただし、随意契約の方法による場合において、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質上予定価格の設定を要しないと認められるものについては、予定価格の設定を省略することができる。

（落札の方法）

第５１条　契約担当は、第４８条の規定により競争に付する場合において、当該契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、機構の支出の原因となる契約については、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、別に定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

２　契約担当は、第４８条の規定により競争に付する場合において、前項の規定にかかわらず、当該契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内において、価格によるほか、企画、デザイン、構想、設計その他の指標及びこれらの複数の指標による競争に付し、あらかじめ公表される競争に付する指標及びその評価方法に従い最も高い評価を得た者を相手方とすることができる。

（契約書）

第５２条　契約担当は、契約を締結しようとするときは、その履行に関し必要な要件を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

（保証金）

第５３条　契約担当は、必要に応じて一般競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結する者から契約保証金をそれぞれ納めさせることができる。

（監督）

第５４条　契約担当は、契約を締結したときは、自ら又は補助者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

（検査）

第５５条　契約担当は、契約について自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

（監督及び検査の兼職の禁止）

第５６条　第５４条に規定する監督を行う者と前条に規定する検査を行う者とは、それぞれ兼ねることはできない。

（監督及び検査の委託）

第５７条　契約担当は、特に必要があるときは、第５４条の監督及び第５５条の検査を委託して行わせることができる。

第６章　決算会計

（決算の目的）

第５８条　決算は、機構の財政状態及び運営状況を明らかにし、通則法等の諸法令に基づく外部報告の要請に応えるとともに、その内容の分析・検討を通じて経営の合理化に資することを目的とする。

（会計決算の区分）

第５９条　機構の決算は、月次決算及び年度決算に区分する。

（月次決算）

第６０条　経理担当は、毎月末に、別に定める書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

（年度決算）

第６１条　経理担当は、毎事業年度の末日現在において次の各号に掲げる書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

一　貸借対照表
二　損益計算書
三　利益の処分又は損失の処理に関する書類
四　行政コスト計算書
五　純資産変動計算書
六　キャッシュ・フロー計算書
七　附属明細書
八　決算報告書
九　その他必要に応じて理事長が指示するもの

（財務諸表の作成基準）

第６２条　財務諸表は、正規の簿記の原則に従って作成された正確な会計帳簿に基づいて作成する。

第７章　予算会計

（予算実施計画）

第６３条　理事長は、通則法第３１条第１項に定める年度計画の予算、収支計画及び資金計画に基づいて、その実施計画（以下「予算実施計画」という。）を作成し、事業計画の円滑な遂行を図るものとする。

２　予算実施計画は、プロジェクト毎の目標を明確に示し、その活動の管理調整を図るとともに、予算と実績の差異分析を通じて各プロジェクトの活動の成果を明らかにし、もって機構の合理的な運営に資することを目的とする。

（予算の配賦）

第６４条　理事長は、前条に規定する予算実施計画を作成した場合は、各プロジェクトに予算を配賦するものとする。

２　理事長は、前項の規定により配賦した予算を変更する必要があるときは、予算実施計画を変更し、変更後の予算を各プロジェクトに配賦するものとする。

３　理事長は、前２項の規定により予算を配賦したときは、その旨を経理担当に通知するものとする。

（予算の執行管理）

第６５条　前条の規定により予算が配賦された場合は、各プロジェクトの責任者は、その執行状況を常に把握し、業務の効率的推進を図るものとする。

（予算の目的外使用）

第６６条　各プロジェクトの責任者は、配賦された予算を予算実施計画に定める目標の遂行以外の目的に使用してはならない。ただし、理事長の承認を受けた場合は、この限りではない。

２　各プロジェクトの責任者は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、その理由及び金額を明らかにした調書を理事長に提出しなければならない。

（予算の繰越）

第６７条　各プロジェクトの責任者は、予算を翌事業年度に繰越して使用する必要があるときは、当該事業年度末までにその理由及び金額を明らかにした書類を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定による承認を受けて、繰越しをしたときは、当該金額については、第６４条の規定による予算の配賦があったものとみなす。

第８章　内部監査

（目的）

第６８条　内部監査は、機構の業務及び財産の実態を調査し、運営の合理化及び効率の増進に資するとともに、不正・誤謬の防止に努め、あわせて監事及び会計監査人の行う監査の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

（内部監査規程）

第６９条　内部監査の計画、実施及び報告に関する事項は、別に定める国立研究開発法人情報通信研究機構内部監査規程（０４規程第１２号）による。

第９章　雑則

（会計業務上の責任）

第７０条　機構の役員及び職員は、財務及び会計に関して通則法、機構法、業務省令、債務出資利子業務省令、この規程その他機構の定めるところに従い、善良な管理者の注意をもってそれぞれの職務を行わなければならない。

２　機構の役員及び職員が故意又は重大なる過失により前項の規定に違反し機構に損害を与えたときは、その損害の弁償の責に任じなければならない。

（弁償責任の決定）

第７１条　理事長は、前条第２項に掲げる事実が発生したときは、その者につき、弁償の責任の有無及び弁償額を決定する。

２　理事長が前項の規定により弁償責任があると決定したときは、その者に対して弁償を命ずる。

（責任の分割及び転嫁）

第７２条　損害が２人以上の者の責めに帰するべきものであると認められるときは、これらの者は、それぞれの職分に応じ、かつ各人の行為が当該損害額の発生の原因となった程度に応じ、その弁償の責めに任じなければならない。

２　機構の職員は、第７０条第１項の規定に違反すると認められる支出等の行為をすることの要求を受けたときは、書面をもってその理由を明らかにし、当該上司を経て任命権者にその支出等の行為をすることができない旨の意思を表示することができる。

３　前項の規定によって、意見の表示をしたにもかかわらず、更に上司が当該職員に対し同一の支出等の行為をすべき旨を要求したときは、その支出の行為に基づく弁償責任はその要求した上司が負うものとする。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月２８日）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１１月２４日）

この規程は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月１９日）

この規程は、平成２４年７月１３日から施行する。

附　則（平成２５年７月３０日）

この規程は、平成２５年７月３０日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（平成３１年３月２６日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、同日前に開始する事業年度に係る第６１条で定める資料の作成については、なお従前の例による。

附　則（令和３年２月２２日）

この規程は、令和３年３月３日から施行し、改正後の第１３条、第１６条、第３３条及び第３４条の規定は令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月３０日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

◎　情報通信研究機構資金及び余裕金運用細則

（平成１９年２月２日　０６細則第４号）

改正　平成２１年１１月２７日　０９細則第　６号
改正　平成２３年　６月１４日　１１細則第　２号
改正　平成２５年　８月　９日　１３細則第　９号
改正　令和　３年　３月　４日　２０細則第　７号

（目的）

第１条　この細則は、国立研究開発法人情報通信研究機構会計規程（０４規程第１０号。以下「会計規程」という。）第２８条第４項及び第３０条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）が資金及び余裕金の運用を行うための基準並びに事務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（基本的遵守事項）

第２条　資金及び余裕金の運用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　職務上実行する行為に対しては、利益相反行為は行わないこと。

二　日常的な管理業務にあたっては、金融機関の自己開示情報の整理や、新聞、放送等の第三者情報の把握といった当然の注意を怠らないこと。

（資金及び余裕金運用会議）

第３条　機構の資金及び余裕金の運用に関することを審議するため、資金及び余裕金運用会議（以下「運用会議」という。）を設置する。

２　運用会議の構成及び運営方法については、別に定める。

（決定）

第４条　運用会議で審議した結果は、稟議し決定する。

（資金の運用）

第５条　資金の運用については、次条に定めるものを除き、次の各号に掲げるとおり行うこととする。

一　資金は、原則として会計規程第１９条により選定された取引銀行の口座に入金することにより運用する。

二　取引銀行へ預金を管理しておくことが支払資金確保の観点から不適当との判断を前条の規定に基づき決定した場合には、その理由が解消されるまでの間、支払い事務に支障のない範囲の金額を除く資金を、他の金融機関に移動する。

三　前号の理由が解消された場合は、速やかに取引銀行の所定の口座に資金を戻し第１号により資金の運用を行う。

（革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用）

第５条の２　国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成１１年法律第１６２号）附則第１２条第１項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用については、第４条の規定に基づき決定することとし、同法附則第１２条第３項に基づく別表の運用範囲とし、次の各号に掲げるとおり行うこととする。

一　業務の執行に支障のない範囲内で、利回りの比較、期間、金額等を考慮し運用する。
二　債券での運用を行う場合には、次に掲げることを遵守すること。
（１）　債券の選択にかかる判断の優先順位は、安全性を第一とし、次に利回りとする。
（２）　金融機関の選定については、第７条第２号、第４号及び第５号を準用する。
（３）　購入する債券は、償還期限まで保有することを原則とする。
（４）　購入した債券は、格付機関による格付符号が著しく下がった場合には、売却することを原則とする。
（５）　債券の購入時及び満期又は期中売却時は、債券ごとに次の事項の内、確定した事項を遅滞なく記録し保管する。
イ　購入債券の名称
ロ　購入日
ハ　購入価格
ニ　購入理由
ホ　運用機関
ヘ　満期又は売却日
ト　償還価格又は売却価格
チ　受取利息の合計額
リ　債券売却損益
ヌ　運用期間中の利回り
ル　期中売却の理由
三　会計規程第４条第１項第５号の革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定に係る金銭信託での運用を行う場合には、元本補填の契約があるものに限る。
（余裕金の運用）
第６条　余裕金の運用については、第４条の規定に基づき決定することとし、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号。以下「通則法」という。）第４７条第１号の規定並びに平成１６年総務省告示第３００号及び平成１６年総務省・財務省告示第１号に基づく別表の運用範囲とし、次の各号に掲げるとおり行うこととする。
一　業務の執行に支障のない範囲内で、利回りの比較、期間、金額等を考慮し運用する。
二　債券での運用を行う場合には、次に掲げることを遵守すること。
（１）　債券の選択にかかる判断の優先順位は、安全性を第一とし、次に利回りとする。
（２）　金融機関の選定については、第７条第２号、第４号及び第５号を準用する。
（３）　購入する債券は、償還期限まで保有することを原則とする。
（４）　購入した債券は、格付機関による格付符号が著しく下がった場合には、売却することを原則とする。
（５）　債券の購入時及び満期又は期中売却時は、債券ごとに次の事項の内、確定した事項を遅滞なく記録し保管する。
イ　購入債券の名称
ロ　購入日
ハ　購入価格
ニ　購入理由

ホ　運用機関
ヘ　満期又は売却日
ト　償還価格又は売却価格
チ　受取利息の合計額
リ　債券売却損益
ヌ　運用期間中の利回り
ル　期中売却の理由

（元本保全）

第７条　資金及び余裕金の運用について次の各号に掲げる事項に抵触した場合は、預貯金をしないものとし、運用期間中に抵触した場合には、速やかに預貯金の解約をし、元本の保全をすること。

一　都市銀行であって、自己資本比率が８％以上を維持していないこと。
二　格付け機関による格付けが公表されている金融機関であって、長期債の格付けが投資適格等級でないこと。
三　機構の支払業務の中で事故等が発生した場合に誠意ある対応がなされない場合。
四　他の金融機関に比較し経営内容が著しく劣り、あるいは改善が見られない場合。
五　前各号のほか、資金担当が求めた事項に対し、当該金融機関から明確な説明が得られない場合。

（自己査定）

第８条　会計規程第７条第１項第３号に規定する資金担当は、満期保有目的の債券及び売買目的有価証券については、毎事業年度末に自己査定を行うこととする。

２　自己査定の結果については、稟議し決定するとともに会計規程第７条第１項第２号に規定する経理担当に報告するものとする。

３　自己査定に必要なマニュアルは、別に定める。

附　則

この細則は、平成１９年２月２日から施行する。

附　則（平成２１年１１月２７日）

この細則は、平成２１年１２月１日から施行する。

附　則（平成２３年６月１４日）

この細則は、平成２３年６月１４日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（平成２５年８月９日）

この細則は、平成２５年８月９日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則（令和３年３月４日）

この細則は、令和３年３月４日から施行する。

別表（第5条の2及び第6条関係）

余　裕　金　等　運　用　範　囲　表

勘　　定　　名	国債	預金	金銭信託	地方債	政府保証債	特別法人債	社債*1	外国債*2
一般勘定	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	
債務保証勘定	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	
出資勘定	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	
基盤技術研究促進勘定	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○
革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定	◎	◎	◎*3	◎	◎			

◎　通則法上規定されている範囲
○　勘定ごとに大臣が指定する範囲

＊1　社　債　：　証券取引所に上場されている株式会社が発行する担保付社債又は信頼ある格付機関により最高位若しくはそれに準ずる格付を付与された社債
＊2　外国債　：　外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であって、本邦において募集され、かつ、本邦通貨をもって表示されるもの
＊3　金銭信託：　革新的情報通信技術研究開発推進基金勘定に係る金銭信託については、元本補填の契約があるものに限る。

国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書に付する総務大臣の意見

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）附則第14条第２項の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書に付する総務大臣の意見は次のとおりである。

総　務　大　臣

令和３年度革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

１．国立研究開発法人情報通信研究機構においては、事業の効果的な運用を目指し、総務省と協議を行い、事業の公募や実施者の選定を行うなど、着実に業務を実施した。

２．基金の管理については、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号）附則第12条第３項及び革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金交付要綱（令和３年２月16日総国技第23号）並びに関係規程に基づき、資金の安全性と資金管理の透明性を確保し、適切な運用が図られた。